

放棄した債権の報告について

本件は、就労能力及び意欲のある離職者のうち、住宅を喪失またはその恐れのあるものに住宅手当を支給する「住宅手当緊急特別措置事業」について、平成22～23年に支給を受けた者が、併給が不可である公共職業安定所事業の訓練・生活支援給付を受けていたことが発覚したため、返還を求めている。

返還を求めている債権について、返還の見込がなくなったため債権を放棄したので報告する。

1 報告件名

住宅手当緊急特別措置事業返還金の債権放棄について

2 債権放棄の経緯

時期	事象
平成22年9月30日	甲（本人）が住宅手当緊急特別措置事業※1（国の予算措置による手当事業、以下同じ）に係る申請を行った。 同日、板橋区（以下「区」という。）は、平成22年10月～平成23年3月の6か月間、月額53,700円を支給することを決定した。
平成23年3月9日	区は、平成23年4～6月の3か月間、月額53,700円を延長支給することを決定した。
平成23年9月5日	ハローワーク池袋から、甲の住宅手当緊急特別措置事業受給に関する確認の電話があり、「訓練・生活支援給付（公共職業安定所事業）※2」との併給が発覚した。 （板橋区住宅手当緊急特別措置事業実施要綱第2条の規定により、雇用施策による貸付等（訓練・生活支援給付を含む）を受給している者は住宅手当緊急特別措置事業の支給対象外となることが明記されている。）
平成23年10月11日	区は、甲に対し、併給期間である平成22年11月～平成23年2月、平成23年6月の5か月分・268,500円の返還決定通知書及び納付書を送付した。

平成 23 年 10 月 31 日	甲は、左記の期限内に返還しなかった。
平成 23 年 11 月 15 日	区は、甲に対し、返還督促状を送付した。
平成 23 年 12 月 5 日～	甲は、督促後の期限内（平成 23 年 12 月 5 日）に返還しなかった。 区は、納付の催促・相談を繰り返し、甲は、区と協議し、分割して返還することを約束した。
平成 24 年 6 月 25 日	甲は、1 万円を返還した。
平成 24 年 8 月 20 日	甲は、1 万円を返還した。
平成 24 年 11 月 26 日～	甲は、1 万円を返還した。 計 3 万円を返還したものの、左記の日付以降、分納が継続されなかったため、区は納付の催促・相談を繰り返した。
平成 27 年 10 月	甲は、板橋福祉事務所で生活保護受給を開始した。
令和 2 年 12 月	甲は、死亡した。
令和 4 年 9 月～	区は、法定相続人の調査を行った。
令和 5 年 8 月 16 日	区は、東京家庭裁判所に法定相続人全員の相続放棄の申述の有無について照会したところ、全員が相続放棄済みであることが判明した。
令和 5 年 9 月～12 月	区は、甲から申請時に提出された預金通帳の写しの金融機関等に対し、預金残高照会を行った。
令和 6 年 2 月 7 日	照会の結果、「相続財産の価額」が「強制執行をした場合の費用」等の金額の合計額を超えないと見込まれるため、区は、東京都板橋区債権管理条例第 16 条第 1 項第 3 号に基づき、債権を放棄した。

※1 離職者であり就労能力及び意欲がある方のうち、住宅を喪失またはする恐れのある方に住宅手当を支給する。訓練・生活支援給付との併給不可。

（単身世帯 53,700 円/月 支給期間 最長 9 か月）

※2 緊急人材育成支援事業（雇用保険を受給できない離職者に対し、職業訓練と生活保障のための給付、融資を提供する）の中の給付制度。

（被扶養者あり 12 万/月 それ以外 10 万/月）

3 債権の額 金 238,500 円（返還決定額 268,500 円－分割納付済額 30,000 円）

4 根拠法令 東京都板橋区債権管理条例第 16 条第 1 項第 3 号

5 債権放棄決定日 令和 6 年 2 月 7 日